

(令和 4 年 3 月 1 日 文書法制グループ作成)

令和 3 年度に改正された個人情報保護法の施行後における「霧島市個人情報保護審議会」について

- 1 新法の概要
- 2 「霧島市個人情報保護審議会」に関わる新法の規定内容及び当該規定に関する国による解説
- 3 新法及び新条例施行後の「霧島市個人情報保護審議会」の役割等
- 4 関係法令等

1 新法の概要

- 令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 3 年法律第 37 号) 第 50 条及び第 51 条による「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) の改正 (以下「新法」という。) により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についての規律で対象ごとに分かれていたものを、新法に一覧的に規定することとし、かつ、国の個人情報保護委員会 (以下「委員会」という。) が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。
- なお、新法の施行期日は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する規定については、新法の公布の日 (令和 3 年 5 月 19 日) から 1 年以内で政令で定める日から、地方公共団体及び地方独立行政法人については、新法の公布の日 (令和 3 年 5 月 19 日) から 2 年以内で政令で定める日とされている。

2 「霧島市個人情報保護審議会」に関わる新法の規定内容及び当該規定に関する国による解説

- 各地方公共団体に置かれている個人情報保護審議会 (個人情報保護審査会とは別に、要配慮個人情報の取得の可否や、オンライン結合の可否等を個人情報保護条例の実施機関が判断する場合等において、条例に基づき設置された審議会等) に関する新法の規定は以下のとおりである。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

※ 「第 3 章第 3 節の施策」とは、「第 3 節 地方公共団体の施策」における「第 12 条 地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護」「第 13 条 区域内の事業者等への支援」及び「第 14 条 苦情の処理のあっせん等」のこと。

- 当該規定に関する委員会事務局の解説は以下のとおりである（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）（案）〔令和3年11月時点暫定版〕」より抜粋）。

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。

以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

令和3年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

※ 下線は事務局

3 新法及び新条例施行後の「霧島市個人情報保護審議会」の役割等

- 現在、本市では、霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号。以下「条例」という。）において、「個人情報の収集の制限」（条例第6条第2項又は第3項）、「個人情報の利用及び提供の制限」（条例第11条第1項）及び「オンライン結合の処理制限」（条例第13条）を規定しており、さらに、この制限については、本審議会への諮問を経ることによって解除される場合がある旨の規定も置いている。
- しかしながら、このような規定に関しては、上記2のとおり、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とするような規定であることから、改正後の条例（以下「新条例」という。）に規定することは許されないことになる。
- 以上のことから、新法及び新条例施行後において、今後、霧島市個人情報保護審議会が果たす役割は、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に移行していくことになるものと考えられ、その具体的な役割等については、現在、調査・検討を行っている段階である。
- なお、この条例のほか、「霧島市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程」（平成17年霧島市訓令第62号）や「霧島市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱」（平成25年霧島市告示第63号）においても、本審議会に対する諮問を行う旨の規定があることから、

当該規程及び要綱に関してもその改正等について検討する必要がある。

4 関係法令等

(1) 【改正後】個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）[抜粋]

第 3 節 地方公共団体の施策

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第 12 条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第 13 条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第 14 条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(2) 霧島市個人情報保護条例（平成 17 年霧島市条例第 11 号）[抜粋]

（個人情報の収集の制限）

第 6 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる場合のほか、霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがあると認めるときその他本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めて収集するとき。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、要配慮個人情報を取り扱う事務

の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第 11 条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関の内部で利用する場合であって、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (3) 当該実施機関以外の市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (7) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めて利用し、又は提供するとき。

3 略

4 略

(オンライン結合の処理制限)

第 13 条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し、蓄積し、及び提供し得る状態にする方法をいう。)による個人情報を提供してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は実施機関が霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、当該オンライン結合を行うことに公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

第2節 個人情報取扱事務の登録等

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(10) 略

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 実施機関は、前2項の規定による登録、変更又は抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を霧島市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、霧島市個人情報保護審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 略

第3章 霧島市個人情報保護審議会

(設置)

第47条 第6条第2項第7号及び第3項ただし書並びに第11条第2項第8号、第13条及び第14条第4項の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要な事項を調査審議するため、霧島市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第48条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第49条 委員は、学識経験者及び住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で調査し、及び審議しなければならない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第50条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 51 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 52 条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(審議会への委任)

第 53 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(3) 霧島市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程(平成 17 年霧島市訓令第 62 号) [抜粋]

(セキュリティ会議)

第 7 条 略

2 略

3 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の決定及び見直し
 - (2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認
 - (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの障害及び停止の原因並びに対応策
 - (4) 監査方法
 - (5) 教育及び研修
 - (6) その他市長がセキュリティの確保上必要と認める事項
- 4 議長は、前項のうち重要と認められる事項を審議するときは、霧島市個人情報保護条例(平成 17 年霧島市条例第 11 号)第 47 条に規定する霧島市個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

5 略

6 略

(4) 霧島市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱(平成 25 年霧島市告示第 63 号) [抜粋]

(利用及び提供の制限)

第 9 条 管理者等は、画像、画像を複製したもの又は印刷したもののその他の画像に係る情報で個人情報が含まれるもの(以下「画像個人情報」という。)を目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (4) 市の内部で利用する場合であって、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人に画像個人情報を提供する場合において、画像個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る画像個人情報を利用し、かつ、当該画像個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他画像個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 略